

# 平成26年度 高齢者クラブ等の活動を支援します

～高齢者クラブ連合会は休会となりましたが、  
補助金等については、継続されます～

問 住民福祉課 介護高齢者係 ☎62-9146

富士見町高齢者クラブ連合会は、連合会加入の高齢者クラブ団体の減少に伴い、平成26年3月31日をもって休会となりました。

町では、地域で活動している高齢者クラブ等の活動が継続され、活性化されるため、積極的な活動支援の検討を目的として、区長・組合長を対象に、現存の高齢者クラブ等の状況調査を行いました。

高齢者の自主的な活動の場である高齢者クラブ等は、その活動を通じ、積極的に趣味・社会活動に参加することで、福祉向上、健康増進、介護予防等につながり、「健康長寿」への効果が実証されており、重要な役割を果たしていると考えております。

そこで、6月3日(火) 現在活動されている、各高齢者クラブ等22団体の代表者にお集まりいただき、補助金等についての説明会を開催しました。



▲高齢者クラブ等代表者連絡会

## 平成26年度高齢者クラブ等への活動支援について

### 1. 高齢者クラブ補助金について

高齢者の生きがいを高め、健康増進、介護予防等に関する事業や、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする活動に取り組んでいる高齢者クラブ等に対し補助金を交付することになりました。

① 補助金交付について会員数で金額が決まります。

50名以下 基準額 1,200円(1人) × 人数

51名以上 加算 600円(1人) × (会員数 - 50)

② 「介護予防出前講座」「交通安全教室」の開催に対して1回当たり3,000円の補助金を交付します。

※「介護予防出前講座」は、年3回まで、「交通安全教室」は、年1回までの補助。

### 2. 福祉センター（ふれあい・清泉荘）の利用について

福祉センター（ふれあい・清泉荘）を利用し活動する高齢者クラブ等には、使用料金の免除、福祉センター利用時の無料送迎が、年6回まで受けられます。

目的：高齢者クラブ等の、組織強化を図り、活動の活性化を促進していただくこと。

健康増進事業として、健康維持とともに、コミュニケーションの場所として活用していただくこと。



まだ間に合います。



なお、今回の高齢者クラブ等の活動状況調査の結果、各区・集落組合において認められている高齢者クラブ等がない区、休会等となっている区が合計14区ありました。

これらの区においては、福祉センター利用料の免除と、無料送迎が、目的に沿った活動をしている団体、各区・集落組合単位で1団体は活動支援の対象となりますので、ご相談ください。